

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者への対応や、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となったため、職場適応援助者（※）による支援を実施する事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応を図ることを目的としています。

（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場対応に関するきめ細かな支援をする者

助成金名	対象となる障害者	支給額	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○支援計画に基づく訪問型職場適応援助者または訪問型上級職場適応援助者による支援（当該事業を行う法人に支給）	① ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者 ・難病等にかかっている方 ・その他、援助が必要であると地域障害者職業センターまたは訪問型上級職場適応援助者が認める障害者	◆訪問型職場適応援助者または訪問型上級職場適応援助者による支援（※１） ・対象障害者等が精神障害者以外の場合 1回の支援につき 4時間以上1万8千円、 4時間未満9千円 ・精神障害者の場合 1回の支援につき 3時間以上1万8千円、 3時間未満9千円 ・1日あたり3万6千円まで （支援ケースごとの合計）	・精神障害者以外の場合 は1年8か月 ・精神障害者の場合は2年8か月
②訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 ○加齢に対応した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者または訪問型上級職場適応援助者による支援（当該事業を行う法人に支給）	② 35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している上記①のいずれかの方	◆訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の1／2の額	

（※１）①訪問型職場適応援助者助成金と②訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金の支援に係る支給額の合計は1日あたり3万6千円まで（支援ケースごとの合計）

※①、②の訪問型職場適応援助者助成金の詳細は、右の2次元コードから確認することができます。



助成金名	対象となる障害者	支給額	支給 期間
③企業在籍型職場適応援助者助成金 ○支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による支援	③ ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者 ・難病等にかかっている方 ・その他、援助が必要であると地域障害者職業センター、訪問型上級職場適応援助者または企業在籍型上級職場適応援助者が認める障害者 ④ 35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している上記③のいずれかの方	◆企業在籍型職場適応援助者による支援（※2） ・対象障害者等が精神障害者以外の場合 【一般労働者】 月6万円（中小企業：8万円） 【短時間労働者】 月3万円（中小企業：4万円） 【特定短時間労働者】 月1万5千円（中小企業：2万円） ・対象障害者等が精神障害者の場合 【一般労働者】 月9万円（中小企業：12万円） 【短時間労働者】 月5万円（中小企業：6万円） 【特定短時間労働者】 月2万円（中小企業は3万円） ◆企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の1/2の額	6か月
④企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 ○加齢に対応した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援		◆企業在籍型職場適応援助者による支援（※2） ・対象障害者等が精神障害者以外の場合 【一般労働者】 月6万円（中小企業または調整金支給調整対象事業主（※3）は月8万円） 【短時間労働者】 月3万円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月4万円） 【特定短時間労働者】 月1万5千円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月2万円） ・精神障害者の場合 【一般労働者】 月9万円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月12万円） 【短時間労働者】 月5万円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月6万円） 【特定短時間労働者】 月2万円（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月3万円） ◆企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の1/2の額	

（※2）③企業在籍型職場適応援助者助成金と④企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金の支援に係る支給額の合計は1事業年度あたり300万円まで（支援ケースごとの合計）

（※3）常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主には、障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主のうち支給の減額調整を受けている事業主です。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
 助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。



助成金については機構ホームページでも情報提供しております。（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）

※③、④の企業在籍型職場適応援助者助成金の詳細は、右の2次元コードから確認することができます。